

海老名市指定重要無形民俗文化財に指定 「海老名の祭囃子」

9月29日、市教育委員会は、「海老名の祭囃子」を海老名市指定重要無形民俗文化財に指定し、保持団体として「海老名市はやし保存連絡協議会」を認定しました。同指定は、海老名市文化財保護審議会の答申を受け、海老名市文化財保護条例第5条に基づいて行ったもので、市内の文化財指定は20年ぶりとなります。

市内で囃子に関わる人数は約530人（各団体の調査合計値）に上る一方で後継者不足などの課題もあります。市指定重要無形民俗文化財に指定することで、市内外に広く認知され、「海老名の祭囃子」を後世に伝える一助とするものです。

1 海老名の祭囃子

市内17地区に伝わり、最も古い伝承年代は江戸時代後期に求められます。戦時中の中断はありましたが、現在まで伝承が続いており、歴史性、独自性、伝承性いずれの観点からも地域に根付く貴重な文化です。

2 音曲の系統

市北部の下町囃子系と市南部の新囃子系に分かれ、新囃子系はさらに2系統に分類されます。太鼓の叩き方は「トロツクツクツクツ」や「スコトントロツク」などのようにことばで伝承されており（唱歌）、地区により掛け声や基本のリズム、構成が異なります。



◎この件に関するお問い合わせ

海老名市教育部教育総務課 電話 046-235-4925